

保護者の皆様

墨田区立第四吾嬬小学校 校長 清水雅也

風水害等に伴う児童の安全確保について

- 1 墨田区のガイドラインに則り、風水害時の対応を以下のように設定します。「5種類の警報」の発令解除時刻がポイントとなりますので、ご確認ください。

警報等の種類	解除時刻	安全対策	備考
墨田区 に以下の いずれかが発令 ・特別警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雨警報 ・洪水警報	午前7時までに 解除された	平常授業	食材納入の遅れ等により給食提供が困難な場合は、 <u>午前授業</u> となる場合があります。
	午前7時までに 解除されない	臨時休業	
・大雪警報	墨田区教育委員会と協議後、対応を通知します。		
・注意報	—	平常授業	

- 2 登校後に、上記の警報が発令された場合

- 児童の安全を確保するとともに、下校時刻前でも集団下校や保護者の引き取りを依頼する等の措置を講じる場合があります。

- 3 学校が避難所になった場合

避難所の指定	解除時刻	安全対策	備考
災害対策本部からの指令により、 避難所開設	午前7時までに解除された	午前授業のみ実施	教室環境の復旧が困難な場合は、臨時休業とします。
	午前7時までに解除されない	臨時休業	

- 4 その他

- 臨時休業の決定等については、区のホームページに掲載したり、COCOO 配信したりします。
- 災害発生時、学校には各方面から緊急電話連絡がたくさん入ります。保護者の皆様からの電話でのお問い合わせに丁寧に対応できない場合がありますので、ご了解ください。
- 墨田区の気象警報・注意報は「気象庁ホームページ」で確認できます。
<https://www.jma.go.jp/jp/warn/1310700.html>
- 臨時休業の連絡がなくても、児童の安全確保のために「保護者の判断」により欠席や遅刻等をさせる場合は、学校へご連絡をお願いします。なお、欠席や遅刻扱いとはいたしません。

【この件に関するお問い合わせ】

第四吾嬬小学校 副校長・宮川範子 学校☎03-3617-0232